

千曲市告示第 1 1 1 号

千曲市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例（平成 1 5 年条例第 1 6 4 号）第 9 条第 1 項の規定により、一定期間を経過しても利用に供されない自転車等について、次のとおり移送し保管するので、第 9 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 2 1 日

千曲市長 小川 修一

1 移送日

令和 7 年 8 月 2 2 日

2 対象自転車等

令和 7 年 8 月 6 日午前 8 時までに添付したリボンが

令和 7 年 8 月 2 2 日午前 9 時現在で添付したままになっているもの

3 対象自転車駐車場

屋代駅前自転車駐車場

屋代高校前駅自転車駐車場

戸倉駅前自転車駐車場

千曲駅前自転車駐車場

4 移送・保管場所

屋代駅前自転車駐車場内放置自転車置場

屋代高校前駅自転車駐車場内放置自転車置場

戸倉駅前自転車駐車場内放置自転車置場

千曲駅前自転車駐車場内放置自転車置場